（前のページより続き）
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○文部科学省令第二十八号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第五項及び第九項並びに第六条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、並びに同法、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令

（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

3　法第二条第五項の文部科学省令で定める施設は、中性子線を発生させるために原子核に衝突させる陽子のエネルギーを三ギガ電子ボルト以上にする能力を有する施設とする。

4　法第二条第九項の文部科学省令で定める施設は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（第四条第三項第五号において「高エネルギー加速器研究機構」という。）により設置される施設とする。

第三条の見出し中「理化学研究所」の下に「及び日本原子力研究開発機構」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項前段」と読み替えるものとする。

第四条の見出し中「理化学研究所」の下に「及び日本原子力研究開発機構」を加え、同条に次の一項を加える。

3　日本原子力研究開発機構が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　中性子線共用施設の建設に関する計画

二　施設利用研究を行う者に対する研究等に必要な中性子線の提供に関する計画

三　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画

四　利用支援業務の実施に関する計画

五　高エネルギー加速器研究機構との連携に関する事項

六　その他必要な事項

第五条の見出し中「理化学研究所」の下に「及び日本原子力研究開発機構」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。

（文部科学省組織規則の一部改正）

第二条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第五項第六号を同項第七号とし、同項第一号から同項第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち、中性子線施設の共用の促進に係るものに関すること。

附　則

1　この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

2　この省令の施行の日の属する事業年度における第一条の規定による改正後の特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則第三条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第二十八号）の施行後遅滞なく」とする。

○文部科学省経済産業省令第二号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

経済産業大臣　二階　俊博

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　機構法第十七条第二項に規定する業務に関する事項

附　則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。